

被災建築物

広島県知事指定特別講習

●建築関連CPD：3単位

2019年度



応急危険度判定士講習会

主催：広島県（公社）広島県建築士会

共催：（一財）日本建築防災協会（公社）日本建築士会連合会
（公財）建築技術教育普及センター

この講習会は、告示に基づき広島県知事が指定する講習会です。応急危険度判定士とは、被災建築物による二次災害を防止するために危険度判定作業を行うことができる資格者です。建築士としての社会的使命から、判定作業に自発的に参加される意志のある方の受講をお勧めします。

新たに応急危険度判定士に登録される方のための講習会です。

資格更新のための講習会ではありません。ご注意ください。

*更新手続きについては、広島県建築課（082-513-4159）までお問い合わせください。

日時：2019年12月5日(木) 12:30～16:00

会場：広島県情報プラザ 地下「多目的ホール」(広島市中区千田町3-7-47)

定員：150名(定員になり次第締切)

受講料：4,000円(税込)

●申込方法

- ① 受講料4,000円を下記指定口座に入金
- ② 裏面の受講申込書に金融機関発行の払込金受領書のコピーを貼付してFAX

◆振込先 ※口座番号をよくご確認ください
広島銀行 大手町支店 普通 3277763
(口座名) 公益社団法人広島県建築士会

*振込手数料はご負担願います。

*納入された受講料の払い戻しは致しません。

ただし、定員に達した後に入金された場合の受講料はお返します。

*受講票は発行しません。直接会場へお越しください。

講習会当日にご持参いただくもの

(認定申請に必要なもの)

判定士の資格を得るにはこの講習会を受講後、広島県への認定申請手続きが必要となります。

講習後ただちに認定申請手続きを行いますので右記の準備物をご持参ください。

①認定申請書

(広島県建築士会HPからダウンロードしてください)

②建築士免許証のコピー

③広島県に在住または在勤していることを証する書類

(住民票・運転免許証・身分証明書等のコピー)

④カラー証明写真(縦3.5cm×横2.5cm) 2枚

(写真裏面に名前記入、1枚は認定申請書に貼付、1枚は小封筒内へ)

*「被災建築物応急危険度判定士」への認定申請(新規)は、次のすべてが満たされていることが条件です。

- ①建築士法に規定する一級・二級・木造建築士であること。
- ②広島県に在住または在勤していること。
- ③広島県知事が指定する講習会(この講習会)を修了していること。

申込・問合せ先：(公社) 広島県建築士会

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F

TEL:082-244-6830(代) FAX:082-244-3840

E-MAIL: info@k-hiroshima.or.jp